

# タスクフォースにおける主な論点（案） についての意見

全国地域婦人団体連絡協議会事務局長  
長田三紀

# 1 検討のスコープ（全体像）

---

- ▶ ①正規版流通の更なる拡大によるコンテンツ視聴環境の整備
  - ▶ 正規版の流通が最大の対策であるということについてのコンセンサスを確認したい。
  - ▶ 書籍や映像コンテンツについて正規版の流通に関してどのような努力をしているのか確認したい。
    - ▶ 「音楽については、権利者の権利行使の結果として、Apple Music や Spotify など、正規の音楽を使うビジネスが立ち上がった。**いまや、JASRAC の年間収入の約10%がYouTube からになっている。**」(東京大学 玉井教授(JASRAC 外部理事(当時)), 一般財団法人情報法制研究所「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム」(2018年4月22日)議事要旨より)
  - ▶ 書籍や映像コンテンツの事業者においてどのように権利処理が行われているのか、事業者・事業者団体が権利者に代わって権利行使する環境をどのように整えようとしてきたのかという事実を確認したい。
    - ▶ 書籍関係事業者において電子出版権はどれくらいの割合で用いられているのか。
    - ▶ 著作権法118条に基づく権利行使はなされているのか。
    - ▶ 権利者団体が著作権管理事業を行おうと検討したことはあるのか。検討してもできなかった場合、何が障害であったのか。

- ▶ ②現行法令下での既存の海賊版対策の取組状況の検証及び実効性評価
  - ▶ 書籍や映像コンテンツの事業者にアンケートをとるなどして、権利行使の状況を把握されたい。特に、**裁判手続について、正確な件数、その結果を把握しないで新たな裁判手続を検討するというのは論外である。**アンケートでは、少なくとも次の内容を調査されたい。
    - ▶ 海賊版サイトに対して仮処分・訴訟(削除, 開示)を何件起こしたのか。
    - ▶ 検索事業者に対する検索結果削除仮処分・訴訟を何件起こしたのか。
    - ▶ CDNへの仮処分・訴訟(削除, 開示)を何件起こしたのか。
    - ▶ 海賊版サイトに対して刑事告訴, 刑事告発はしたのか。
    - ▶ それぞれの結果はどうであったか。
    - ▶ 仮に仮処分・訴訟が起こされていない場合や起こしても成功していない場合, 何が障害であったか。費用か, 裁判制度か, 適切な代理人への依頼ができていないことか。
  - ▶ 前記アンケートにおいて公表されていない仮処分決定, 判決の存在が明らかとなった場合, 重要な資料であるので, TFに開示されたい。

- 
- ▶ ③特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方
    - ▶ 大前提として、ブロッキングに関する法制度整備ありきの議論は認められない。
      - ▶ 出版社、作家、クリエイターには表現の自由のために戦ってきた歴史があるのであって、通信の秘密を侵害し、検閲にもなりかねないブロッキングは、出版社、作家、クリエイターともっとも相容れないものである。書籍や映像コンテンツ関連事業者には、強く自覚を促したい。
      - ▶ 全地婦連には、「家庭生活並びに社会生活の刷新」や「地域社会の福祉増進」を守るべく消費者問題等に関し活動してきた66年の歴史がある。消費者への適切な電気通信サービスの大前提は消費者の表現の自由・通信の秘密が守られ、検閲がなされないということである。だからこそ、これらを軽視しかねない活動に対し、「NTTグループ「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」に対する意見書」(2018年4月25日)を主婦連と連盟で公表した。

- 
- ▶ ドメイン没収, CDNへの請求, 広告事業者が海賊版サイトに広告を出さない仕組みなどについても検討されたい。
  - ▶ 確実な海賊版サイトについては, 暴力団排除条例のような仕組みで根絶を目指すことも検討されたい。例えば, 東京都暴力団排除条例24条のような利益供与禁止規定も有効だと思われる。

## 2 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法整備に係る論点

---

### ▶ (1) 制度整備のあり方

- ▶ 繰り返すが、ブロッキングについての立法措置ありきの議論は認められない。
- ▶ **諸外国で実施されている対応策について、より詳細に調査、報告されたい**。各国の法制度は異なるのであるから、単純に司法手続や行政手続によるといっても、その内実は相当程度に異なるはずであるし、件数のカウントの仕方についても詳細を調査されたい。

## (2) ブロッキングに係る制度整備を行う場合の論点

- ▶ 通信の秘密，表現の自由，検閲等との関係
  - ▶ 立法がなく緊急避難にも該当しない場合，「ユーザーからのサイトへのアクセスについて、『ユーザーの同意を得ることなく』ユーザーがアクセスしようとするウェブサイトのアドレス(URL)を検知し，そのアクセスを遮断するという行為は，**電気通信事業法4条1項における通信の秘密を侵害する行為である**ことを確認されたい。
  - ▶ 前記のURLを政府が直接的・間接的に指定する場合，**憲法21条2項の通信の秘密を侵害し，検閲に該当する**ことを確認されたい。事業者が自主的に忖度しただけだという論法は避けるべきである。
  - ▶ 第196回国会(常会)において電気通信事業法改正が成立したが，同法116条の2は，マルウェア感染機器などの情報を共有するという内容であっても，通信の秘密に配慮し，電気通信事業者に対し「電気通信役務の提供条件」(利用規約や約款)に，上記情報を共有する旨を促すという条文となっていることを認識すべきである。また，このような条文となっている趣旨を総務省や内閣法制局に確認すべきである。